

# 令和7年4月から 経営事項審査書類の提出・審査方法が変わります。

令和7年4月から

## 【経営事項審査書類の提出方法】

### ①電子申請

または

### ②土木建築企画課建設業指導班に書留郵便で郵送

\* 令和7年度のみ、各土木事務所でも申請書類の受付をします。

## 【審査方法】

県庁(土木建築企画課)で審査

\* 土木事務所での審査は行いません。

## 【審査日について】

- 事前の審査予約はありません。  
審査日の指定はしませんので、裏面の日程表を参考に早めの申請をお願いします。

## 【提出期限について】

- 電子申請、郵送、土木事務所での書類受付、ともに毎月15日までに提出をお願いします。(郵送は15日必着です。)

15日が週休日・祝日の場合は、翌開庁日までに提出してください。  
提出期限を過ぎて受付けた申請書類は、翌月の審査となります。

## 【手数料の支払・提出方法について】

- 紙での申請の場合は、土木事務所では手数料をお支払いください。  
証紙購入もしくはキャッシュレス決済となります。

手数料をお支払い後、審査書類を建設業指導班まで郵送、もしくは各土木事務所に提出(R7年度のみ)してください。

各土木事務所に提出する場合のみ、個別フォルダーに申請書を編纂し、所定の表紙及び見出しを貼付してください。  
(個別フォルダーの規格:A4-E、色:ピンク)

## 【経営事項審査の申請月の目安】

申請受付日は指定しませんので、下記の日程表を確認し、早めの申請をお願いします。

審査基準日 (決算期)	有効期限 (1年7ヶ月)	申請月 (目安です)
1月	8月	6月
2月	9月	7月
3月	10月	8月
4月	11月	9月
5月	12月	10月
6月	1月	11月
7月	2月	12月
8月	3月	1月
9月	4月	2月
10月	5月	3月
11月	6月	4月
12月	7月	5月

●経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書は審査月の翌月末に発行します。

但し、不備等が多く補正に時間がかかる場合は、結果通知書の発行が翌月以降となります。

補正の際は、迅速に対応されますようお願いいたします。

●結果通知書は、電子申請の場合は申請者あてに郵送します。紙での申請の場合は、各土木事務所での受け取りとなります。

# 【提出書類について】

提出書類	
1	経営規模等評価申請書兼総合評定請求書(様式第25号の14)
2	工事種類別完成工事高工事種類別元請完成工事高(別紙一)
3	その他の審査項目(社会性等)(別紙三)
4	技術職員名簿(別紙二)
5	経営状況分析結果通知書(原本)
6	とび・土工・コンクリート工事及び塗装工事分類表
7	審査手数料(大分県収入証紙)貼付書
8	建設機械保有状況内訳書
9	CPD単位を取得した技術者名簿(様式第4号)
10	技能者名簿(様式第5号)
11	建設工事に従事する者の就業履歴蓄積に必要な措置の実施(様式第6号)
12	工事経歴書(規則別記様式第2号)
13	直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第三号)
<b>確認書類(すべて写しを添付・内容確認後、県で処分します。)</b>	
1	技術職員の資格を証する書類(実務経験証明書等を含む)
2	監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証
3	労働保険料等納入証明書
4	社会保険料(健康保険・厚生年金保険)納入確認書
5	建退共加入・履行証明書
6	退職一時金制度若しくは企業年金制度導入を証する書類
7	法定外労働災害補償制度加入を証する書類
8	CPD単位内訳一覧表
9	CPD認定団体によるCPD取得単位証明書(実績証明書)
10	CPD単位を取得した技術者名簿に記載した技術者の資格を証する書類
11	能力評定(レベル判定)結果通知書
12	施工体制台帳(作業員名簿)
13	女性活躍推進法に基づく認定状況を証する書類
14	次世代法に基づく認定状況を証する書類
15	若年者雇用促進法に基づく認定状況を証する書類
16	防災協定の締結を証する書類
17	監査の受審状況を証する書類
18	公認会計士等の資格等を証する書類
19	建設機械の保有状況を証する書類
20	エコアクション21・ISOの登録状況を証する書類
21	消費税納税証明書(国税通則法施行規則別紙第9号書式 <u>その1</u> )

## 【添付書類(すべて写しを添付・内容確認後、県で処分します。)]

1. 技術職員等(技術職員・経營業務の管理責任者・営業所技術者等・経理・技能者)の常勤性確認書類の写し(標準報酬月額決定通知書等)。  
\* 新規掲載技術者がいる場合は、審査基準日現在で6ヶ月と1日以上の雇用が確認できる書類の写しも添付すること。
2. 消費税確定申告書(第1表)の写し
3. 法人税確定申告書の写し(別表第1表、第4表、第5(1))
4. 格付業種(土・建・電・管・舗)は、業種ごとに、公共工事・民間工事それぞれ金額の大きい3件分の契約書類の写し
5. 格付業種以外は格付以外の全業種(その他工事を除く)から、公共工事・民間工事それぞれ金額の大きい3件分の契約書類の写し
6. その他工事に維持管理業務実績高を計上する場合は、以下のもの  
①契約金額50万円以上のもは上位3件までの契約書等  
②大分県発注で一次下請のものを計上する場合は、発注者から元請への承諾書

## 【提出書類の変更点】

- 令和7年度から、完成工事内訳書の作成は不要です。

「工事経歴書(規則別記様式第2号)」と

「直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第三号)」

の提出が必要となります。

建設業法第11条の決算報告で届け出たものを提出してください。

**\* 申請書の記載方法等、詳細な内容は、大分県ホームページの申請要領をご確認ください。**

## 【書類の郵送先・問い合わせ先】

(住所)

〒870-8501

大分市大手町3-1-1

大分県庁土木建築企画課 建設業指導班

(電話)

097-506-4516

(FAX)

097-506-1770

(メールアドレス) a17000@pref.oita.lg.jp